

## 県産材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、一般社団法人熊本県木材協会連合会（以下「甲」という。）、熊本県森林組合連合会（以下「乙」という。）、熊本県（以下「丙」という。）は、県産材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

### 1. 目的

この協定は、甲及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

### 2. 建築物木材利用促進構想

#### (1) 甲による木材の利用の促進に関する構想

##### ①構想の内容

甲は、需要者への木材利用拡大の意義など木材利用に関する普及活動、JAS等品質・性能の確かな木材製品や合法性の確認された木材など、安全・安心な木材の供給及び利用の推進、木材産業における安定的な供給体制の構築に向けた取組を行うことにより、都市部をはじめとして建築物への木材利用を促進し、もって「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の定着に寄与し、「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現や山村の活性化等に貢献する。

##### ②構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、木材の安定供給体制を構築するため、林業・木材産業の経営安定化、効率的な生産・加工・流通体制の確立等を進めるための制度の普及、労働安全対策等の情報提供・共有等に取り組む。
- ・甲は、都市等における木造化・木質化を推進するために必要となるJAS製品等の普及拡大に取り組む。
- ・甲は、乙及び丙と連携し、合法伐採木材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組を強化する。
- ・甲は、乙及び丙と連携し、設計・施工事業者等に対する木材供給に関する情報発信を行う。
- ・甲は、乙及び丙と連携し、木材利用の意義等に関する普及活動を推進する。
- ・甲は、乙及び丙と連携し、建築物での木材利用の優良事例に関する情報発信を行う。

#### (2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

##### ①構想の内容

乙は、建築物への木材利用を促進するため、合法伐採木材や森林認証材など、安全・安心な県産木材の安定供給体制の構築に向けた取組を行うことにより、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の定着に寄与し、「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現や山村の活性化等に貢献する。

##### ②構想の達成に向けた取組の内容

- ・乙は、甲及び丙と連携し、合法伐採木材や森林認証材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組を強化する。
- ・乙は、甲及び丙と連携し、森林資源の循環利用に向け、伐採後の再造林や森林整備を推進する。
- ・乙は、甲及び丙と連携し、建築物での木材利用の優良事例に関する情報発信を行う。

### 3. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

### 4. 構想の対象区域

熊本県全域

### 5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和9年3月31日までとする。

### 6. その他

#### (1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

#### (2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要性が生じた場合、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要性が生じた場合、又はこの協定の実施につき疑義が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

#### (3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が署名のうえ、各自その一通を保管する。

令和5年8月10日

甲 熊本県熊本市中央区神水一丁目11番14号  
一般社団法人熊本県木材協会連合会  
会長

鎌本行廣

乙 熊本県熊本市東区戸島二丁目3番35号  
熊本県森林組合連合会  
代表理事長

前川 收

丙 熊本県  
代表者 熊本県知事

蒲島郁夫